

へなければならぬ旨

答辯があつた。

次に小幡委員より、國體は變更されぬとの政
府の説明に對し、議會の一部には不満とする論
があつた。斯様な空氣の中において、國民に對し
新憲法の精神を普及させんとするについで、
政府の心構はどうかを問ひ、金森國務大臣より、
曾し穂積八束博士は外國は別として我が國に
は國家不可變の本質即ち國體の觀念を確立す
るの必要を述べ、現憲法第一條及び第四條を以

て國體の説明とした。然しながら、深く考察するに、天皇の統治權の總攬者たることは必ずしも不可變のものではない。今日個々の權能を總攬すること自體は決して日本國家の本質とは考へられない。寧ろ國民全體の結成の中心、國民精神による憧れの中心として天皇存すことこそ不變のものである。以上の政府の見解に對し、議會においても實質的に意見の一致をみたものと確信する。然し政府としては官製の解釋を國民に強要することは、民主政治の本質に反する

もつと考へてゐる旨答辯があつた。
潮委員長本日はこれ迄とし、閉會を宣す。
(午後零時五分閉會)

299

SIGNAL CORPS
PHOTO. STAT
U. S. ARMY

帝國議會において修正を加へた帝國憲法改正
案第二回審査委員會

昭和二十一年十月二十一日(月曜日)樞密
院事務所において開會

出席者

清水議長

審査委員長

潮副議長

審査委員

區
密
完

310

SIGNAL CORPS
PHOTO STAT
U. S. ARMY

林 趙 顧 問 官
林 趙 顧 問 官
林 趙 顧 問 官
林 趙 顧 問 官
林 趙 顧 問 官
林 趙 顧 問 官
林 趙 顧 問 官
林 趙 顧 問 官
林 趙 顧 問 官
林 趙 顧 問 官

關席者

審查委員

美濃部顧問官

國務大臣

吉田內閣總理大臣

金森國務大臣

說明員

入江法制局長官

佐藤法制局次長

渡邊法制局事務官

樞密院

312

SIGNAL CORPS
PHOTO 10 STAT
U.S. ARMY

佐藤法制局事務官

諸橋書記官長

高辻事務官

鈴木事務官

午前十時開會

潮委員長開會を宣し

正點と議題に供す

關屋委員より政府に對し

前日に引續いて前文の修
國民の理解に使なつ

SIGNAL CORPS
PHOTO 10 STAT
U.S. ARMY

303

しめるやう新憲法解釋の平易な説明を求めらる
希望意見の開陳があり、又憲法に違反する詔勅
の意味と範圍について質問があり、金森國務大
臣より、修正前の憲法委員會における答辯と同
趣旨の答辯があつた。

二、第一章 天皇について

林(賴)委員より、天皇の國事に関する行為と、國政
に関する權能との相異を問ひ、金森國務大臣より、
國事は國政の觀念中に含まれるものであり、
特に、政治的色彩のない觀念を表現する目的を

以て、新に、國事と言ふ語を用ひた旨答辯があつた。

又遠藤委員より、本案は帝國憲法改正案とあるか、その帝國なる語に意味があるかを問ひ、金森國務大臣より、本來、大日本帝國憲法」とすへきじあるか略稱を用ひた旨答辯があつた。

三、第二章 戦争の放棄について

林(頼)委員より、第九條第一項の規定によれば、實際間の紛争の場合のみを規律してゐるから、小規模の内亂紛争、詰り國內紛争の場合もそれに

相應しい武力の行使は列段禁止しないものと
解すべきかを訊し、金森國務大臣より本條第一
項は國と國との間の問題に關するものであり、
國內の場合については争亂の鎮壓手段及び自
衛行為を禁止していない然し第二項の規定に
よつて事實上戦力の保持が出来ないから結局
武力の行使が出来ないものと解する此の點に
ついでに政府の見解は原案の場合と全然同一
である。又第二項の前項の目的を達するためと
あるのは第一項の國際平和を希求するといふ

大目的の意味であり、戦力とは戦争に主として
用ひられるものの意味であるから、国内治安維
持のため、武器の保有を許されるものと解
しておる言答辭があつた。
このほか遠藤林、釜小坂の各委員より質問あり、
それにくはたいし、金森國務大臣より答辭があ
つた。

休憩(午後零時五分—午後一時半)

四第三章 國民の權利及び義務について
林委員より第二十五條の生活權に對應する義

SIGNAL CORPS
PHOTO STATE
U.S. ARMY

307

勞の負擔者は國家であるか否か、國家とすれば果して實際に行ひ得るか否か、第二十七條の勤勞義務に對應する權利者は國家であるか否か、斯様な義務は實際上履行し得ない場合が多くはないかの諸點を質し、金森國務大臣より、第二十五條の規定は一つの理想を畫いたもので、權利の宣言或ひは確認といふ程の意味であり、然るに適確な法的性質を有する規定ではない。次に第二十七條の規定は、第十二條の權利濫用を戒めた一般原則を受け、且つ權利と義務は表裏一

體たるべきを示したつてあり、矢張權利義務の
宣言或は確認の意味である旨、答辭があつた。河
原委員より第二十六條の教育の義務の規定中、
「法律の定めるところに^により」を挿入した理由は何
か普通教育の修業年限の一部を法律で定め
ても違憲とならぬ意味か、又普通教育と義務教育
との關係はどうかと質し、金森國務大臣より法
律の定めるところに^により以下の事項を法律に
委任する、法律で限定し得るの意味であり、年令
範圍の限定も可能と思ふ^義義務教育とあるのは、

前の普通教育を受けたもので、義務的普通教育の意味である旨答辯があつた。又遠藤委員より、第二十五條の「社會保障」の意義についての問に對し、金森國務大臣より、社會問題に關する専門語として、「リシアルセキユリテイ」の語が一般化して來たので、原案の「生活保障」に替へた。又「社會保障」は一層廣義の字句であり、老年失業者、年金、妊産婦保護等をも含み得ると思ふ旨答辯があつた。

五、第四章 國會について

河原委員より、内閣総理大臣が國會議員の中か
う選はれることになつた以上、第六十三條の規
定中、兩議院の一に議席を有すると有しないと
にクかほらすとある部分は不要ではないかと
質し、金森國務大臣より、議院が二種あること及
び、内閣総理大臣が國會議員たることを辞した
場合の二つの理由により、このまゝ存置するの
必要ある旨答辯があつた。

六第五章 内閣について

林(賴)遠藤の兩委員より、文民の意義並びに修正

理由を問ひ、金森國勢大臣より、武臣でない者を
表現する語として、文治人、民人、文民、臣、平人、常人、
民、臣等の諸条を比較検討の結果、英語の「シヴァイ
リヤン」に對する邦譯として、「シヴァイリアン」を、シ
ヴァイルビリアルを變へての譯語として、の「文民」
を充てることとなつた旨の答辭があつた。

第七章 財政について

林(賴)委員より、皇室財産の條項修正の經過を質
し、金森國勢大臣より、天皇の公生活と私生活を
明確にし、前者に對する費用はすべて國の負擔

とし、後者に對する經費財産等については一般國民と同様の制度を確立することか、適當との趣旨により修正となつた旨答辭があつた。

八、第十章 最高法規について

河原委員より第九十八條の規定は、修正の結果條約及び國際法規が違憲であつても、遵守せねばならぬかとの疑ひを招かないかと問ひ、金森國務大臣より過去の日本の實情から見て、條約に尊重せねばならないことを特に強調したものであり、道義的規定であるのと、解釋の差異は介

後の學問的解釋に俟つべきである旨答辯があ
った。
以上で質疑を終了し、潮委員長政府側の退席を
求めた後、委員間が協議の結果、全會一致可決す
べき旨決議し、委員長本日はこれきりとして閉
會を宣す。

午後四時十五分閉會